

## 関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、関空・紀淡・四国高速交通インフラ期成協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、双眼型国土構造の構築、日本の成長、リダンダンシーの確保など、高速交通インフラ整備の意義を共有する関係府県が協力しつつ、関西、四国、九州の地域間の交流を拡大する取り組みを積極的に進めることを前提としながら、現在整備が進められている関西大環状道路、大阪都心と関空を結ぶ高速交通アクセスの早期整備、さらに紀淡海峡ルート、四国新幹線の実現に向けて取り組むことを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国及び関係機関との連絡調整並びに要望・提言活動
- (2) 相互交流の促進及び広報活動
- (3) その他目的達成に必要な事業

### (組 織)

第4条 協議会は、会員である大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の知事と、オブザーバーである香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県の知事をもって組織する。

- 2 会員は、前条に規定する事業(以下「事業」という。)に参画し、かつ、総会審議事項に関する議決権を有する。
- 3 オブザーバーは、協議会の趣旨に賛同し、事業に参画できるが、総会審議事項に関する議決権を有しない。
- 4 総会は、会長が必要であると認める時、開くことができる。
- 5 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 6 総会は、次の事項を審議し、会員の合意をもって決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事
  - (2) 役員を選任に関する事
  - (3) 事業に関する事
  - (4) その他会長が必要と認めた事項に関する事

### (役 員)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により選出する。

- 3 会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 会長の任期中に異動が生じたとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会長は、任期満了後であっても後任者が選任されるまでの間、なおその職務を行うものとする。
- 6 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、会長の所属する団体に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年9月21日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に選任される役員の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。